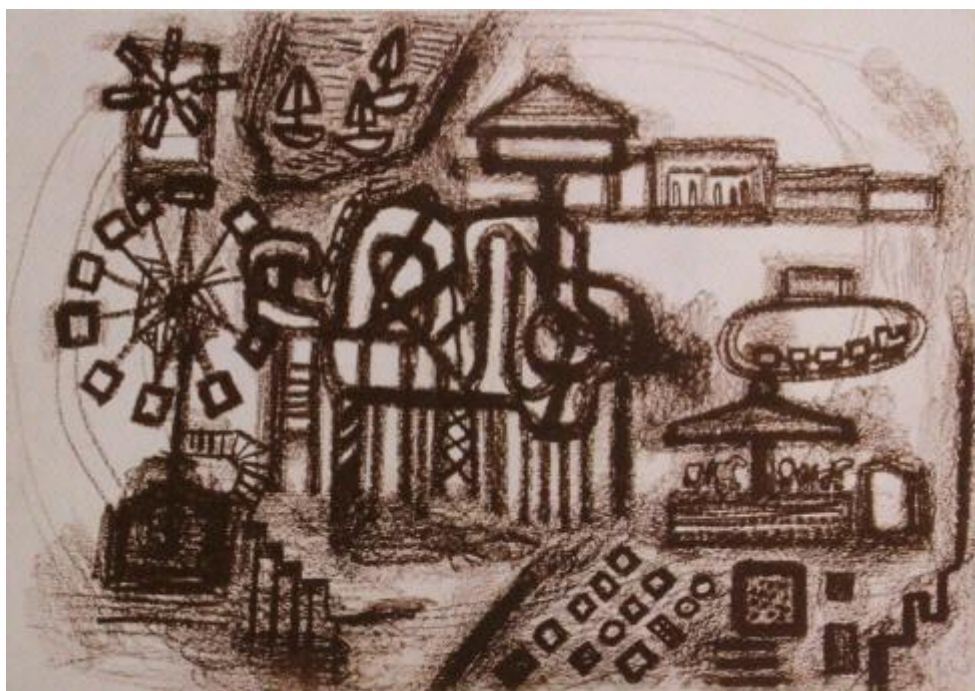


概要版

# 第2次草津市障害者計画

障害のある人もない人も、  
誰もがいきいきと輝けるまち 草津

～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

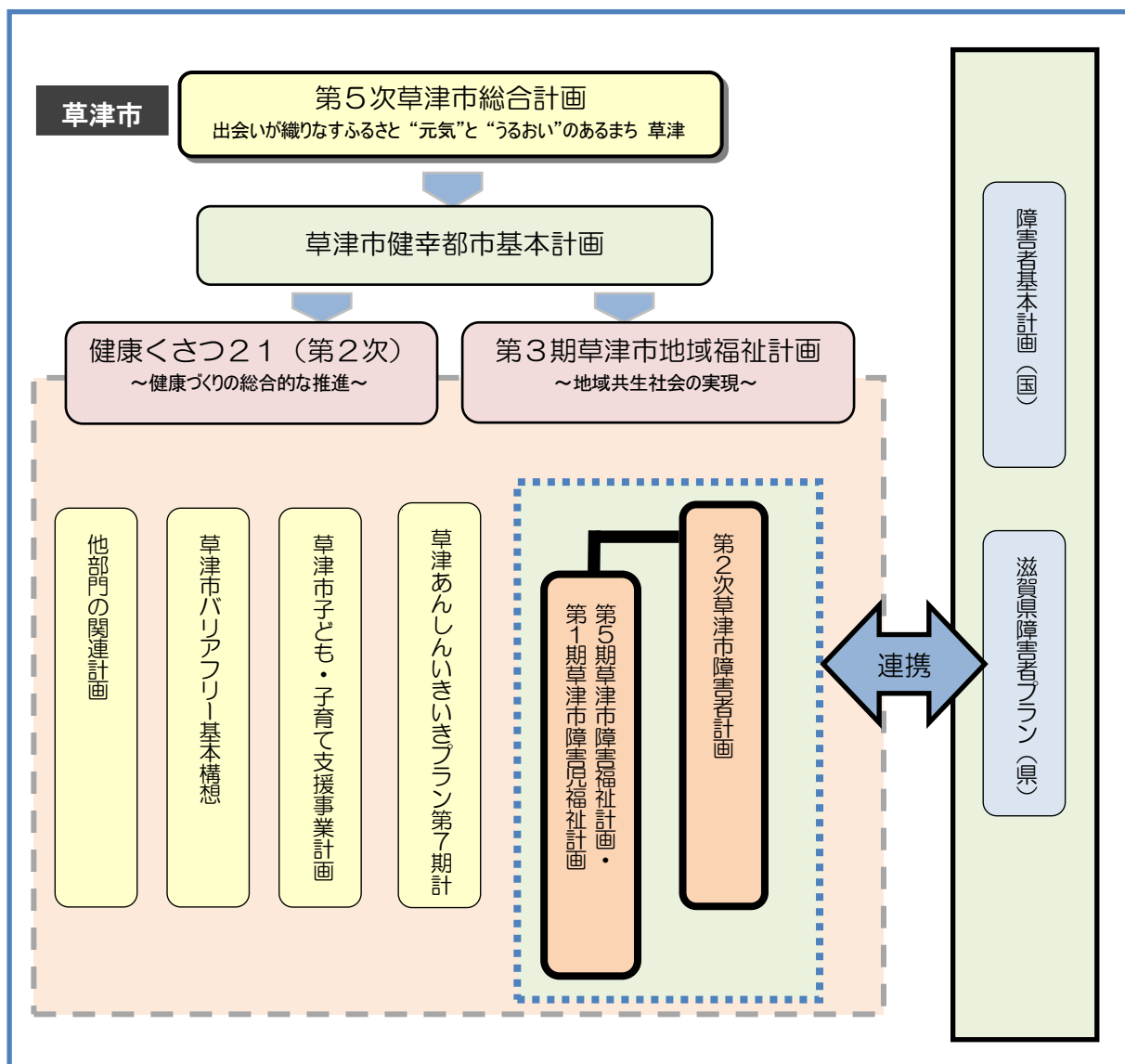


平成30年3月

草津市

## 計画の位置づけ

- 「草津市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す計画です。
- 「草津市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、「草津市障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。
- 「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。
- 本計画は、「第5次草津市総合計画」および「草津市健幸都市基本計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、「第3期草津市地域福祉計画」において、地域共生社会の実現に向け、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項として定めた「世帯全体の様々な課題を包括的に把握・対応する体制の構築」「分野横断的な福祉サービスの展開」「産学公民連携した取組の推進」「市役所内の各部署を横断した連携体制の構築」のための取組を、障害のある人の福祉分野においても進めるとともに、「健康くさつ21」および障害者福祉に関連する他分野の計画と調和のとれた計画とします。



## 計画の対象

### すべての市民

- 本計画は、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、共生社会の実現を目指す計画であるため、すべての市民が計画の対象となります。
- また、本計画における障害のある人の範囲は、障害者基本法第2条第1号に定められた障害者とします。ただし、具体的事業の対象となる障害のある人の範囲は個別の法令等によりそれぞれ限定されます。
- なお、「障害者」「障害児」の表現については、法律用語や固有名詞として使用されている場合を除き、「障害のある人」という表記で統一しています。年齢区分を明確にする必要がある場合には、「障害のある子ども」と表記しています。

## 計画の期間

### 平成30年度から平成35年度までの6年間

	年 度																
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
障害者 計画	第1次											第2次					
	(前期)					(後期)											
障害 福祉 計画	第1期		第2期			第3期			第4期		第5期			第6期			
障害児 福祉 計画												第1期		第2期			

## 基本理念

障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津  
～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

### 【基本理念の考え方】

「誰もがいきいきと輝けるまち」とは、自ら選択した地域において安心して暮らし、自らの意思で自分らしい生き方を実現し、生きがいを持ってよりよい生活を送ることができるまちのことです。

「共に生きる、インクルーシブな社会」とは、障害の有無にかかわらず、それぞれの個性と人格を尊重し、地域の中で共に自立し支え合う社会のことです。

## 基本目標

### 目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

障害と障害のある人に対する理解が広く行き渡り、すべての人の基本的人権が守られて、その人の尊厳が保たれ、人権を侵害されることがない社会を目指します。

### 目標2：いのちと健康を守ることができる

疾病等の予防や早期発見・早期対応ができる体制を維持するとともに、ライフステージごとの健康課題を踏まえた、いのちと健康を守る保健・医療の体制が整った社会を目指します。

### 目標3：安心して日常生活がおくれる

障害のある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、制度の維持と適正運用に努め、相談・日常生活支援や家族等への支援に係るサービスが充実した社会を目指します。

### 目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

保育・教育を通じた切れ目のない支援が充実し、自らの主体性を持って仲間との関わりの中でその子らしく、いきいきと発達・成長でき、すべての人の社会参加と自己実現の機会を保障する社会を目指します。

### 目標5：地域共生社会づくりが進んでいる

地域で困難を抱えるすべての人が安心して暮らし続けられる包括的な支援体制を構築し、地域の主体的な支え合いを育むことや地域の資源を活かすことで、暮らしに安心感、生きがい、豊かさを生み出す社会を目指します。

## 施策の体系

5つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

### 目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

---

施策1：障害と障害のある人への理解の促進

施策2：権利擁護と虐待の防止

### 目標2：いのちと健康を守ることができる

---

施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応

施策4：精神保健福祉対策の強化

施策5：保健・医療の充実

### 目標3：安心して日常生活がおくれる

---

施策6：相談体制の強化

＜重点的取組＞ 基幹相談支援センターの設置

施策7：日常生活支援の充実

＜重点的取組＞ 生活介護のサービス量の確保

施策8：住まいの確保

＜重点的取組＞ グループホームの整備等の促進

施策9：家族等への支援の充実

施策10：経済的負担の軽減

施策11：制度の維持と適正運用

### 目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

---

施策12：発達支援の充実

＜重点的取組＞ 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

施策13：就学前教育・保育の充実

施策14：学校教育の充実

施策15：放課後児童対策の充実

施策16：文化・スポーツ活動等の促進

施策17：就労支援と雇用環境整備の促進

### 目標5：地域共生社会づくりが進んでいる

---

施策18：情報受発信の充実

施策19：地域福祉活動の促進

施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保

目標1		成果指標			
すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる	達成目標	指標	期首値 (H.29)	期中目標値 (H.32)	期末目標値 (H.35)
施策1 障害と障害のある人への理解の促進	誰もが互いにそのらしさを大切にしよう地域社会となっている。	「共に生きる社会の推進」についての満足度(市民意識調査)(%)	20.0	29.0	36.0
施策2 権利擁護と虐待の防止			成年後見制度利用に係る相談人数(人)	28	31

目標2		成果指標			
いのちと健康を守ることができる	達成目標	指標	期首値 (H.29)	期中目標値 (H.32)	期末目標値 (H.35)
施策3 疾病等の予防と早期発見・早期対応	発達に支援が必要な子どもに、早期・確実に適切な対応がされる。	乳幼児健診後のフォローの場である親子教室への参加人数(人)	74	77	81
施策4 精神保健福祉対策の強化			精神障害者サロンの利用者数(人) ※上段は障害者福祉センター、下段は精神障害者地域生活支援センター「風」	400	450
施策5 保健・医療の充実	障害のある人が、必要な医療を受けることができる。	自立支援医療の受給者数(人) ※上段は更生医療、中段は育成医療、下段は精神通院医療	252	265	278
			89	92	95
			3,100	3,460	3,820

目標3		成果指標			
安心して日常生活がおくれる	達成目標	指標	期首値 (H.29)	期中目標値 (H.32)	期末目標値 (H.35)
施策6 相談体制の強化 重点的取組 基幹相談支援センターの設置	身近にどんなことも相談できる場所がある。	障害者相談支援事業の相談件数(件)	37,770	38,914	40,092
施策7 日常生活支援の充実 重点的取組 生活介護のサービス量の確保			サービス等利用計画(セルフプランを含む。)の作成件数(件)	835	955
施策8 住まいの確保 重点的取組 グループホームの整備等の促進	地域で安心して住み続けられる住まいが得られる。	グループホームの利用者数(人)	82	95	110
施策9 家族等への支援の充実			日中一時支援事業の利用者数(人)	130	136
施策10 経済的負担の軽減	障害のある人の経済的負担を軽減する制度がより周知されている。	特別障害者手当等の受給者数(人)	174	184	193
施策11 制度の維持と適正運用			特別支援学校卒業時に必要な障害福祉サービスを利用できない人の数(人)	0	0

目標4		成果指標			
ともに育ち、学び、遊び、輝ける	達成目標	指標	期首値	期中目標値	期末目標値
			(H.29)	(H.32)	(H.35)
施策12	発達に支援が必要な子どもが、成長に応じて切れ目のない支援を受けることができる。	発達支援に係る相談件数(件)	1,223	1,337	1,463
発達支援の充実 重点的取組 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実					
施策13	幼稚園、保育所(園)、認定こども園に通う子どもが、発達や障害特性に応じた支援を受けている。	保育所等訪問支援の利用者数(人)	19	22	25
就学前教育・保育の充実					
施策14	特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を受けられる。	特別な支援を必要とする子どもの個別の支援計画作成率(特別支援教育体制整備状況調査)(%)	89.7	90.0	91.0
学校教育の充実					
施策15	障害のある子どもに、療育的支援を伴った、放課後等の生活と活動の場がある。	放課後等デイサービスの利用者数(人)	233	365	497
放課後児童対策の充実					
施策16	日頃から文化やスポーツに親しむ人が増えている。	障害者福祉センターで開催する「教養文化講座」への参加者数(人)	2,402	2,780	3,217
文化・スポーツ活動等の促進					
施策17	いろんな「働きたい」に応える、様々な「働く場」がある。	一般就労した障害のある人の数(人) ※上段は福祉施設から一般就労した者の数、下段は湖南地域障害者働き・暮らし応援センターの支援により一般就労した者の数	16	14	19
就労支援と雇用環境整備の促進			35	38	41

目標5		成果指標			
地域共生社会づくりが進んでいる	達成目標	指標	期首値	期中目標値	期末目標値
			(H.29)	(H.32)	(H.35)
施策18	多様な媒体・伝達手段が充実し、公的サービス等の情報が幅広く受信できる。	障害福祉に関する情報の「広報くさつ(年22回発行)」への掲載回数(回)	13	14	15
情報受発信の充実					
施策19	地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。	障害のある人の災害時要援護者登録制度への登録件数(件)	677	761	854
地域福祉活動の促進					
施策20	行きたいところに安全かつスムーズに移動できる。	バリアのないまちづくりの満足度(市民意識調査)(%)	20.0	26.0	32.0
バリアフリー化の推進と移動の確保					

## 各行動主体の役割（行動の指針）

### 草津市の役割

- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

### 市民・地域の役割

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参加のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。

### 事業者等の役割

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- ニーズに即したサービスの量と質の確保、向上を図ります。
- 家族へのサポート・相談を充実させます。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくります。

## 関係団体・機関等との連携

### 関係団体等との連携

- 障害者団体、サービス提供事業者、民生委員・児童委員などの地域の関係団体等と相互に連携を図り、障害のある人に関する情報収集や情報提供に努めます。

### 国・県・湖南福祉圏域の各市との連携

- 今後も障害者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。
- 保健・医療・雇用など、広域的な対応が求められるものについては、湖南福祉圏域の各市との連携を保ちながら、障害福祉等のサービス基盤の充実と安定確保に努めます。

### 第2次草津市障害者計画【概要版】

編集・発行 草津市健康福祉部障害福祉課 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号  
TEL (077) 561-2363 FAX (077) 561-2480  
Eメール shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp

※計画本編は、市ホームページ（<http://www.city.kusatsu.shiga.lg.jp/>）や市障害福祉課窓口などで公開しています。  
※表紙作品：タイトル「遊園地」／三井啓吾 草津市在住／社会福祉法人やまなみ会 やまなみ工房